

令和5年5月19日 福岡県南広域水道企業団公告に基づく業務委託発注表

入札番号	5052022
業種	上水道設計
業務名	1,2系着水井及び沈殿池耐震補強実施設計業務委託
業務場所	久留米市荒木町白口 荒木浄水場
履行期間	270日間
予定価格	48,955,500円(税込) 【入札書比較価格】 44,505,000円(税抜)
最低制限価格	無し 【最低制限比較価格】 無し
開札日時及び場所	令和5年6月7日(水)13時30分 福岡県南広域水道企業団
入札保証金	免除
契約保証金	必要(契約締結時に請負金額の10%以上を付すこと。)ただし、減免措置あり。
契約条項を示す場所	福岡県南広域水道企業団総務部企画財政課
支払条件	前払金 無し 部分払 無し
参加資格	<p>○入札書の締切時点で、以下の条件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡県南広域水道企業団の入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に上水道設計で登録されている者であること。</li> <li>・福岡県内に本社又は営業所を有すること。</li> <li>・下記のいずれかの資格を有する直接的かつ恒常的な3ヶ月以上の雇用関係にある者を、主任技術者として配置できること。</li> </ul> <p>①技術士法(昭和58年法律第25号)における技術部門の中で、上下水道部門(選択科目「上水道及び工業用水道」に限る。)又は総合技術監理部門(選択科目「上水道及び工業用水道」に限る。)に合格し、同法による技術士の登録を受けている者。</p> <p>②シビルコンサルティングマネージャ(RCCM)の登録部門の中で「上水道及び工業用水道部門」での登録を受けている者。</p> <p>③建設コンサルタント登録規程により技術管理者として国土交通大臣に認定されている者(登録部門が「上水道及び工業用水道」に限る)。</p>
入札参加必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置可能技術者調書(設計図書の中に指定の様式あり)</li> <li>主任技術者の証明書の写しを添付すること。</li> </ul>
入札方法	<p>郵便入札による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札に参加を希望する者は、期間内に設計図書を受け取り、締切日時内に入札書及び入札参加必要書類を指定の場所へ郵送すること。</li> <li>○締切期限 <b>令和5年6月2日(金)17時00分まで(必着)</b></li> <li>○指定場所 荒木駅前郵便局(久留米市荒木町白口3001-55)</li> <li>・郵送する際の封筒は2重とし、中封筒(任意封筒・小)に入札書を入れ、その他必要書類とともに、外封筒(任意封筒・大)に入れ、郵送すること。</li> </ul>
設計図書等の受け取り方法	<p>令和5年5月19日(金)13時00分 から 令和5年5月31日(水)17時00分 まで</p> <p>福岡県南広域水道企業団のホームページに掲載</p> <p>受け取りの際は、あらかじめFAX(企業団HPに様式あり)にて予約すること。</p> <p>○予約期限 令和5年5月31日(水)12時00分 まで</p>
入札の無効	<p>(1) 入札締切時点における名簿の登録内容(商号、代表者、受任者、住所等)が正しくない場合。入札書及び入札参加必要書類等の内容と名簿の内容が異なる場合。</p> <p>(2) 入札参加必要書類が不足又は期限までに提出がない場合。</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び福岡県南広域水道企業団の契約に関する規程(平成23年管理規程第2号)第12条各号のいずれかに該当する場合。</p>
開札の立会い	<p>入札参加者のうち2名を選任。(開札日の前日までに決定し、立会人にFAXにて通知する。)</p> <p>立会人に選ばれた場合は、開札時間までに開札場所に来ること。</p>
質問書受付期間及び受付場所	<p>公告日の翌日 から 令和5年5月31日(水)17時00分 まで</p> <p>福岡県南広域水道企業団総務部企画財政課(Fax:0942-27-1795)</p>
質問に対する回答	<p>質問者にFAXで回答する。ただし、質問内容によっては、当企業団HP上に掲載することもあるので、注意すること。</p>
その他留意事項	<p>その他入札手続きに関しては、「入札手引き」(設計図書中)及び「令和5年度条件付き一般競争入札公告」(企業団HP)を参照すること。</p>

※ 入札参加を希望される場合は、競争入札参加資格が有効期間内か確認してください。

※ 新規に業者登録する場合は、申請書の受付日の翌月1日から有効となりますので、参加資格を有しているか確認してください。